

未公開 裁決事例紹介

修正純資産と類似業種の併用を認めなかった裁決

時価純資産法を単独で採用したことは相当



○評価通達6項の適用により評価会社保有の貸付用不動産を鑑定評価額とした上で修正簿価純資産法により非上場株式を評価した原処分庁評価額は時価を上回るものではないと判断した裁決（令和7年4月9日・東裁（諸）令6第170号）。審判所は、不動産鑑定評価額を用いて計算した修正簿価純資産価額と類似業種比準価額の併用方式による請求人主張の評価額は認められないと判断した（本誌1115号14頁参照）。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

基礎事実等

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、贈与により取得した取引相場のない株式について、贈与税の申告をしたところ、原処分庁が、当該株式の価額を財産評価基本通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められることを前提に、別途実施した株式価値算定による評価額に基づいて更正処分等をしたのに対し、請求人が、当該評価額は相続税法第22条《評価の原則》に規定する時価を上回る違法があるとして、原処分の全部の取消しを求めた

事案である。

(2) 関係法令等（略）

(3) 基礎事実

イ 請求人について

（イ）請求人は、×××（以下「本件贈与者」という。）の二男であり、×××（以下「本件会社」という。）の代表取締役である。

（ロ）請求人は、平成30年3月12日、原処分庁に対し、相続税法（平成31年法律第6号による改正前のもの）第21条の9《相続時精算課税の選択》第1項の規定の適用を受けるため、本件贈与者を同条第5項に規定する特定贈与者として、同条第2項に規定する届出書を提出した。

（ハ）請求人は、令和2年5月25日（以下「本件贈与日」という。）、本件贈与者から本件会社の発行済株式19,998株（以下「本件株式」という。）のうち9,999株（以下「本件贈与株式」という。）の贈与を受けた。

ロ 本件会社等について

（イ）本件会社は、×××、本件贈与者が発起人となり設立された不動産の所有、管理、賃貸等を目的とする法人であり、本件贈与者は、出資金999,900,000円を払い込み、本件会社の設立時発行株式（19,998株）の全てを取得した。

請求人は、本件会社の設立時からその代表取締役であり、本件会社の役員は全て請